

事務連絡
令和3年3月19日

福生市内保育施設長 各位

福生市子ども家庭部子ども育成課長

緊急事態宣言解除に伴う各施設の対応等について
(令和3年3月19日現在)

平素より、福生市の保育行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、国の「緊急事態宣言」は3月22日(月)に解除されることが決定したところ
です。

午後7時以降の延長保育を利用されている保護者に対して、勤務先等と御相談をい
ただき、可能な範囲で利用を控えていただくお願いをしておりましたが、3月22日
(月)からは通常どおりの対応となります。

市役所業務については、東京都が3月31日までを段階的緩和措置期間としている
ため、交代制勤務の可能な限りの継続、時間外開庁(水曜夜間、土曜)の再開、公共
施設の開館時間の一部前倒し、電車通勤職員等への時差出勤の継続、市が主催するイ
ベント等の中止又は延期、庁内会議等の自粛・代替等、など、感染リスクの回避、感
染予防、感染拡大防止の見地から引き続き様々な対応を実施してまいります。

つきましては、今後とも新型コロナウイルス感染症対策により一層注力していただ
きつつ、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 緊急事態措置の期間

令和3年3月21日(日)まで

2 今後の対応について

(1) 保護者への説明について

市ホームページに保護者あての通知を別紙のとおり掲載します。保護者へは保
育所等からメールやアプリ等を使ってお知らせをお願いいたします。

(2) 保育料の日割減額について

1月8日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないことと
しています。

(3) 感染症拡大防止対策について

施設内及び職員等における衛生面について徹底した対策を引き続きお願いいた
します。

(4) 職員において留意すべき点について

職員のメンタルヘルス等への十分な配慮を行ってください。また、職員が遊興施設等への出入りをすることがないよう徹底する等、宣言解除によって気を緩めず、感染リスクを考慮した行動を引き続きお願いいたします。

(5) 情報共有の徹底について

新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合に、保護者等が直ちに保育所等に連絡がとれる体制を構築していただいておりますが、宣言解除後も継続していただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 感染が判明した場合② 濃厚接触者に特定された場合③ PCR検査の対象者となった場合 |
|---|

特に、令和3年度新規入園児の保護者については、十分な説明を行っていただきますようお願いいたします。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の人数の状況によっては、対応が変更となる場合がありますので御承知おきください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780 (直通)